第四十二条　輸出令別表第二の三第二号シに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

［新設］

第四十三条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　数値制御を行うことができる工作機械であって、いずれか一軸以上の直線軸の移動量が八メートルを超えるもの

二　数値制御を行うことができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ　輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもの

ロ　国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が次のいずれかに該当するもの

（一）　旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの

（二）　フライス削りをすることができる工作機械であって、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの

（三）　研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの

三　数値制御を行うことができる工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前二号に該当するものを除く。）

イ　旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルを有するもの

（二）　スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの軸方向の振れが〇・〇〇六ミリメートル未満のもの

（三）　スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向の振れが〇・〇〇六ミリメートル未満のもの

（四）　国際規格ＩＳＯ二三〇／二（工作機械の試験通則第二部）四・三・四で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が〇・〇〇一度未満のもの